

## 三面川周辺地域における減災対策協議会規約

## (設置・名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災対策協議会として「三面川周辺地域における減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、三面川周辺地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (対象河川)

第3条 協議会は、三面川周辺地域における三面川水系、大川水系（村上市山北地区）、勝木川水系、石川水系、葡萄川水系、桑川水系、板貝川水系、脇川水系、碁石川水系、大川（村上市村上地区）、間の内川水系、中ノ沢川水系、笹川水系、早川水系、の全ての二級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。  
2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。  
3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。  
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。  
二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。  
三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。  
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

## (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

## (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、新潟県村上地域振興局地域整備部及び村上市総務課が共同して行う。ただし、第4条3項に関する事務は、主に新潟県村上地域振興局地域整備部治水・港湾課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 施行期日

本規約は、平成28年10月5日から施行する。

(附則)

1 施行期日

本規約は、平成28年12月22日から施行する。(一部改正)

(附則)

1 施行期日

本規約は、平成30年6月25日から施行する。(一部改正)

別表-1

機 関 名	代 表 者
村上市	市 長
村上市消防本部	消 防 長
新潟県発電管理センター	所 長
新潟地方气象台	台 長
新潟県村上地域振興局	農 林 振 興 部 長
新潟県村上地域振興局 (オブザーバー)	地 域 整 備 部 長
三面川沿岸土地改良区	理 事 長

別表-2

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省北陸地方整備局河川部
国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所